

第 317 回愛媛海区漁業調整委員会議事録

1 開催日時 令和 8 年 3 月 4 日（水）14：24～15：52

2 開催場所 松山市二番町四丁目 6 番地 2
愛媛県水産会館 6 階大会議室

3 出席者

(1) 委員 立花弘樹 網江正安 川上昭二 林喜代行 塩田浩二
藤田一也 對尾眞也 金子丈広 福島大朝 三好 猛
竹ノ内徳人 木和田権一

(計 12 名)

(2) 県 農林水産部水産局水産課 梶田課長
山下主幹 (事務局長)
納田漁業調整係長
東予地方局水産課 成田課長
東予地方局今治支局水産課 中島課長
中予地方局水産課 宇野課長
南予地方局水産課 八木課長
南予地方局愛南水産課 高島課長
南予地方局八幡浜支局水産課 薬師寺課長

(計 9 名)

(3) 事務局 逢阪事務局次長 大谷書記 松本書記

(計 3 名)

(4) 傍聴者 1 名

4 付議事項

(1) 愛媛県資源管理方針の変更について（諮問）

【結果】諮問内容のとおり変更して差し支えない旨答申

(2) くろまぐろ、するめいか及びかたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和 8 管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

【結果】諮問内容のとおり定めて差し支えない旨答申

(3) 宇和海におけるふりをとることを目的とするまき網漁業の新設について（諮問）

【結果】諮問内容のとおり改正して差し支えない旨答申

(4) 宇和海北部海域におけるいわし、あじ、さば機船びき網漁業の操業区域の拡大について（諮問）

【結果】諮問内容のとおり改正して差し支えない旨答申

(5) 令和 8 年度の新規の許可等について（諮問）

- 【結果】 諮問内容のとおり定めて差し支えない旨答申
- (6) 新規の許可等について（諮問）
- 【結果】 諮問内容のとおり定めて差し支えない旨答申
- (7) 宇和海におけるかご漁業の操業制限に関する委員会指示について
- 【結果】 原案のとおり指示して差し支えない旨決定
- (8) 真珠及び真珠貝養殖に係る吊りかご制限に関する委員会指示について
- 【結果】 原案のとおり指示して差し支えない旨決定
- (9) 愛媛県海域における竿つり及び手づりの制限に関する委員会指示について
- 【結果】 原案のとおり指示して差し支えない旨決定
- (10) 宇和海におけるさわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業の操業制限に関する委員会指示について
- 【結果】 原案のとおり指示して差し支えない旨決定
- (11) 宝石さんごの採捕禁止に関する委員会指示について
- 【結果】 原案のとおり指示して差し支えない旨決定
- (12) サイバーセキュリティを確保するための方針の策定について
- 【結果】 原案のとおり策定して差し支えない旨決定

5 報告事項

- (1) くろまぐろに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更について
- (2) 資源管理の状況等の報告について
- (3) 連合海区・広域漁業調整委員会について

6 その他

7 議事の内容

1 開会

逢 阪 次 長 定刻前ではございますが、出席予定の委員さんが皆様お揃いですので、ただいまから、第317回愛媛海区漁業調整委員会を開催します。

本日は喜田委員及び平井委員が、都合により御欠席ですが、委員定数15名に対し12名の委員が出席されておりますので、委員会事務規程第5条第1項の規定により、委員会は成立していることを御報告します。

なお、本日は傍聴の方もお見えですが、傍聴の皆様は傍聴者名簿に所属、氏名をお書きいただき、傍聴席で静粛に傍聴願います。

また、私語などは慎むとともに、携帯電話をお持ちの方は、電源を切るかマナーモードにさせていただくなど、会議の円滑な進行に、御協力をお願いします。

会議に入ります前に、ここで配付資料の確認をさせていただきます。資料は、1枚ものの次第と愛媛海区漁業調整委員会委員名簿、ホッチキス留めした資料1から資料10まででございます。1枚ものの資料11と

愛媛県報がございます。お揃いでしょうか。

それでは、同規程第4条第1項の規定によりまして、会の進行を、立花会長にお願いします。

2 会長挨拶

立花会長 皆さん。こんにちは。

委員の皆様におかれましては、年度末のお忙しいところ、御出席をいただき誠にありがとうございます。また、平素は当委員会の運営に何かとお力添えをいただいておりますことを改めて御礼申し上げます。

さて、本日は付議事項として、事前に御案内申し上げましたとおり愛媛県資源管理方針の変更についてなど計6件の諮問のほか、3月末をもってその有効期間が満了する委員会指示5件に加え、本委員会のサイバーセキュリティを確保するための方針の策定について御審議いただくことになっております。

また、くろまぐろに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変更についてなど、計3件の報告事項もあります。

どうぞ慎重な御審議と適切な御決定を賜われますよう、お願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

3 議事録署名人選出

立花議長 議事に先立ちまして、議事録署名人を選出します。恒例により、私から指名させていただきます。

本委員会の議事録署名人は、福島委員さんと木和田委員さんの御両名にお願いします。

4 (1) 第1号議案（愛媛県資源管理方針の変更について（諮問））

立花議長 これより、議事に入ります。第1号議案、愛媛県資源管理方針の変更についてを議題とします。

事務局の方から、説明願います。

逢阪次長 それでは、資料1の1ページを御覧ください。

知事からの諮問文を朗読します。

（ 諮問文朗読 ）

諮問内容の詳細については、水産課から、説明をお願いします。

納田係長 （資料に基づき説明）

立花議長 説明が終わりましたので、委員の皆様にご意見を伺います。

委員一同 （意見なし）

立花議長 御意見がないようでございますので、お諮りします。
第1号議案、愛媛県資源管理方針の変更については、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

立花議長 異議がないようですので、そのように決定します。

4 (2) 第2号議案(くろまぐろ、するめいか及びかたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について(諮問))

立花議長 続きまして、第2号議案、くろまぐろ、するめいか及びかたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の設定についてを議題とします。
事務局から、説明願います。

逢阪次長 それでは、資料2の1ページを御覧ください。
知事からの諮問文を朗読します。
(諮問文朗読)
諮問内容の詳細については、水産課から、説明をお願いします。

納田係長 (資料に基づき説明)

立花議長 説明が終わりましたので、委員の皆様にお伺いします。

委員一同 (意見なし)

立花議長 御意見がないようでございますので、お諮りします。
第2号議案、くろまぐろ、するめいか及びかたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量の設定については、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

立花議長 異議がないようですので、そのように決定します。

4 (3) 第3号議案(宇和海におけるぶりをとることを目的とするまき網漁業の新設について(諮問))

立花議長 続きまして、第3号議案、宇和海におけるぶりをとることを目的とするまき網漁業の新設についてを議題とします。
事務局から、説明願います。

逢阪次長 それでは、資料3の1ページを御覧ください。

知事からの諮問文を朗読します。

(諮問文朗読)

諮問内容の詳細については、水産課から、説明をお願いします。

納田係長 (資料に基づき説明)

立花議長 説明が終わりましたので、御意見をお伺いします。

委員一同 (意見なし)

立花議長 御意見がないようでございますので、お諮りします。

第3号議案、宇和海におけるぶりをとることを目的とするまき網漁業の新設につきましては、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

立花議長 異議がないようですので、そのように、決定します。

4 (4) 第4号議案 (宇和海北部海域におけるいわし・あじ・さば機船びき網漁業の操業区域の拡大について (諮問))

立花議長 続きまして、第4号議案、宇和海北部海域におけるいわし、あじ、さば機船船びき網漁業の操業区域の拡大についてを議題とします。
事務局から、説明願います。

逢阪次長 それでは、資料4の1ページを御覧ください。

知事からの諮問文を朗読します。

(諮問文朗読)

諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

納田係長 (資料に基づき説明)

立花議長 説明が終わりましたので、御意見をお伺いします。

福島委員 この案件は、平成27年、10年あまり前に審議をしていただきました。今回、県の努力のおかげで一步前へ進みましたことを心より御礼申し上げます。

この案件につきましては、八幡浜管内でございますので、責任をもってですね、漁業に迷惑がかからないよう、取り組んでいきますので、どうか御承認の方よろしく願いいたします。

立花議長 他に皆さん、ございませんか。

委員一同 (意見なし)

立花議長 御意見がないようでございますので、お諮りします。
第4号議案、宇和海北部海域におけるいわし、あじ、さば機船船びき網漁業の操業区域拡大につきましては、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

立花議長 異議がないようですので、そのように決定します。

4 (5) 第5号議案(令和8年度の新規の許可等について(諮問))

立花議長 続きまして、第5号議案、令和8年度の新規の許可等についてを議題とします。
事務局から、説明願います。

逢阪次長 それでは、資料5の1ページを御覧ください。
知事からの諮問文を朗読します。
(諮問文朗読)
諮問内容の詳細については、水産課から、説明をお願いします。

納田係長 (資料に基づき説明)

立花議長 説明が終わりましたので、御意見をお伺いします。

委員一同 (意見なし)

立花議長 御意見がないようでございますので、お諮りします。
第5号議案、令和8年度の新規の許可等につきましては、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

立花議長 異議がないようですので、そのように、決定します。

4 (6) 第6号議案(新規の許可等について(諮問))

立花議長 続きまして、第6号議案、新規の許可等についてを議題とします。
事務局から、説明願います。

逢阪次長 それでは、資料6の1ページを御覧ください。
知事からの諮問文を朗読します。
(諮問文朗読)
諮問内容の詳細については、水産課から説明をお願いします。

納田係長 （資料に基づき説明）

立花議長 説明が終わりましたので、御意見をお伺いします。

委員一同 （意見なし）

立花議長 御意見がないようでございますので、お諮りします。
第6号議案、新規の許可等につきましては、諮問のとおりの内容で決定して差し支えない旨、答申することに御異議ございませんか。

委員一同 （異議なし）

立花議長 異議がないようですので、そのように、決定します。

4 （7）第7号議案（宇和海におけるかご漁業の操業制限に関する委員会指示について）

立花議長 続きまして、第7号議案、宇和海におけるかご漁業の操業制限に関する委員会指示についてを議題とします。
事務局から、説明願います。

逢阪次長 （資料に基づき説明）

立花議長 説明が終わりましたので、御意見をお伺いします。

委員一同 （意見なし）

立花議長 御意見がないようでございますので、お諮りします。
第7号議案、宇和海におけるかご漁業の操業制限に関する委員会指示につきましては、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

委員一同 （異議なし）

立花議長 異議がないようですので、そのように、決定します。

4 （8）第8号議案（真珠及び真珠貝養殖に係る吊りかご制限に関する委員会指示について）

立花議長 続きまして、第8号議案、真珠及び真珠母貝養殖にかかる吊りかご制限に関する委員会指示についてを議題とします。

立花議長 事務局から、説明願います。

逢阪次長 （資料に基づき説明）

立花議長 説明が終わりましたので、御意見をお伺いします。

委員一同 (委員一同)

立花議長 御意見がないようでございますので、お諮りします。
第8号議案、真珠及び真珠母貝養殖にかかる吊りかご制限に関する委員会指示につきましては、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

立花議長 異議がないようですので、そのように、決定します。

4 (9) 第9号議案 (愛媛県海域における竿つり及び手づりの制限に関する委員会指示について)

立花議長 続きまして、第9号議案、愛媛県海域における竿つり及び手づりの制限に関する委員会指示についてを議題とします。
事務局から、説明願います。

逢阪次長 (資料に基づき説明)

立花議長 説明が終わりましたので、御意見をお伺いします。

委員一同 (意見なし)

立花議長 御意見がないようでございますので、お諮りします。
第9号議案、愛媛県海域における竿つり及び手づりの制限に関する委員会指示につきましては、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

立花議長 異議がないようですので、そのように、決定します。

4 (10) 第10号議案 (宇和海におけるさわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業の操業制限に関する委員会指示について)

立花議長 続きまして、第10号議案、宇和海におけるさわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業の操業制限に関する委員会指示についてを議題とします。
事務局から、説明願います。

逢阪次長 (資料に基づき説明)

立花議長 説明が終わりましたので、御意見をお伺いします。

委員一同 (意見なし)

立花議長 御意見がないようでございますので、お諮りします。
第10号議案、宇和海におけるさわら流し網漁業及びさごし、めじか流し網漁業の操業制限に関する委員会指示につきましては、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

立花議長 異議がないようですので、そのように、決定します。

4 (11) 第11号議案(宝石さんごの採捕禁止に関する委員会指示について)

立花議長 続きまして、第11号議案、宝石さんごの採捕禁止に関する委員会指示についてを議題とします。
事務局から、説明願います。

逢阪次長 (資料に基づき説明)

立花議長 説明が終わりましたので、御意見をお伺いします。

委員一同 (意見なし)

立花議長 御意見がないようでございますので、お諮りします。
第11号議案宝石さんごの採捕禁止に関する委員会指示につきましては、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

立花議長 異議がないようですので、そのように、決定します。

4 (12) 第12号議案(サイバーセキュリティを確保するための方針の策定について)

立花議長 続きまして、第12号議案、サイバーセキュリティを確保するための方針の策定についてを議題とします。
事務局から、説明願います。

逢阪次長 (資料に基づき説明)

立花議長 説明が終わりましたので、御意見をお伺いします。

委員一同 (意見なし)

立花議長 御意見がないようでございますので、お諮りします。
第12号議案、サイバーセキュリティを確保するための方針の策定につ
きましては、原案のとおり決定することに、御異議ございませんか。

委員一同 (異議なし)

立花議長 異議がないようですので、そのように、決定します。

5 報告事項(1) くろまぐろに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量 の変更について

立花議長 以上で、事前にお知らせしておりました付議事項が終わりましたので、
次に報告事項に移ります。

くろまぐろに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の変
更についてを報告願います。

納田係長 (資料に基づき説明)

立花議長 ただいまの報告について、御質問等がございましたら、お伺いします。

委員一同 (意見なし)

5 報告事項(2) 資源管理の状況等の報告について

立花議長 特に御質問がないようでございますので、続きまして、資源管理の状
況等の報告についてを報告願います。

納田係長 (資料に基づき説明)

逢阪次長 (資料に基づき説明)

立花議長 報告が終わりましたが、ただいまの報告について、御質問等がござい
ましたら、お伺いします。

委員一同 (意見なし)

5 報告事項(3) 連合海区・広域漁業調整委員会の開催状況について

立花議長 特に御質問がないようでございますので、続きまして、連合海区・広
域漁業調整委員会の開催状況についてを報告願います。

大谷書記 （資料に基づき説明）

立花議長 報告が終わりましたが、ただいまの報告について、御質問等がございましたら、お伺いします。

委員一同 （意見なし）

立花議長 特に御質問がないようでございますので、以上で、報告事項を終わります。

6 その他

立花議長 以上で、事前にお知らせをしておりました議題は、全て終了しましたが、最後に、その他として何かございませんか。

委員一同 （意見なし）

立花議長 それでは、私の方から少し話をさせていただきたいと思います。
本当にですね、私も去年の10月24日に会長という大役を受けたわけでございますけれども、今日の3号議案と4号議案の宇和海におけるぶりをとることを目的とするまき網漁業、そして、宇和海北部の福島委員のところの機船船びき網漁業の操業区域の拡大、これが、ぶりについては令和3年から、また、いわし、あじ、さばに関しては、11年前からの懸念事項でございました。

本当に、県の皆様にはお力添えをいただきながら、煩雑な事務をこなしていただき、なんとかここまでこぎつけることができ、私も大変嬉しく思っておりますし、これから、ますます資源管理をしっかりと、漁業の将来を見据えてやっていきたいと思っております。

そして、今日は三崎の尾崎支所運営委員長が傍聴に来られております。本当にしっかりとTAC制度で管理しながらですね、私も十何年、県まき網の事務局をしたことによってですね、木和田委員もまき網関係はよくわかっていますが、しっかりと調整をしながら、尾崎運営委員長の一本釣り業者、その他の漁業者に迷惑をかけないように、しっかりと内部で話をしながら、調整していきながら、前に進めていきたいと思っておりますので、本当に今回はありがとうございます。

立花議長 事務局から、何かありませんか。

逢阪次長 報告させていただきます。資料の一番最後にお配りしております、愛

媛県報を御覧ください。

令和6年12月11日開催の第311回愛媛海区漁業調整委員会において、令和7年6月1日施行の愛媛県漁業調整規則の一部改正についてお諮りし、諮問のとおりの内容で差し支えない旨の決定をいただき、また、水産庁の指導等による軽微な修正についても事務局、県に御一任いただく旨の付帯決議をいただいていたところです。

当該諮問においては、刑法の改正による懲役と禁錮を廃止して、拘禁刑に統一する規則の一部改正と併せて、中型まき網漁業のうち、もじゃこをとるものについて、許可番号表示の除外規定をおこうとするものでしたが、経過措置を定める附則の書きぶりについて、水産庁から技術的な助言があり、拘禁刑の改正ともじゃこの許可番号表示の改正の施行日をそれぞれ分けるよう指示があったものです。令和6年12月の諮問内容に変更があった場合には、本委員会に報告することとなり、令和7年5月27日に拘禁刑に係る部分の一部改正の公布を終えた後、このたび、もじゃこの許可番号表示に係る部分について、令和8年2月27日にこの県報のとおり一部改正の公布を行いましたので、御報告いたします。

以上でございます。

立花議長 今の報告については、皆さんよろしいですかね。

委員一同 (意見なし)

立花議長 他に何かありませんか。

納田係長 豊後水道海域におけるタチウオ遊漁に関する協議について連絡します。

愛媛県佐田岬灯台沖の豊後水道の本県海域においては、近年タチウオ資源の低迷が続いており、今後の資源管理についてこのたび、瀬戸内海漁業調整事務所の呼びかけにより、愛媛県の釣り漁業者及び遊漁船業者、大分県の釣り漁業者及び遊漁船業者、大中型まき網漁業者の5者による協議を本年6月中に開催する予定となりました。

瀬戸内海漁業調整事務所によると、5者による協議では、近年タチウオの漁場に多くの漁船と遊漁船が集中する危険な状態となっていることから、遊漁に関する調整を目的に関係者で意見交換することとしていますので、事前にお知らせします。

また、5者による協議で決定した事項につきましては、必要に応じて本委員会で報告させていただきます。

以上です。

立花議長　今の報告で、何か皆さんございますか。

委員一同　（意見なし）

立花議長　それでは、全ての事項が終了しましたので、これをもって本日の委員会を閉会します。

閉会に当たり、御挨拶申し上げます。

本日は第317回愛媛海区漁業調整委員会に御出席賜り、誠にありがとうございました。各委員におかれましては、慎重かつ活発な御審議をいただき、心より感謝申し上げます。本日御決定をいただきました事項につきましては、適切に対応してまいります。

以上を持ちまして、第317回愛媛海区漁業調整委員会を閉会いたします。

誠にありがとうございました。

15時52分　閉会